

監視専門調査会（第6回）議事録

1 日時 平成23年10月20日（木） 10：00～12：20

2 場所 永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

3 出席者

会長	鹿嶋 敬	実践女子大学教授
委員	大谷美紀子	弁護士
同	二宮 正人	北九州市立大学教授
同	原田 泰	株式会社大和総研顧問
同	廣岡 守穂	中央大学教授
同	松下 光恵	静岡市女性会館館長
同	山本 隆司	東京大学大学院教授

4 議題

- (1) 「雇用・セーフティネットの再構築」に関する関係府省ヒアリング
(経済産業省、農林水産省、文部科学省、法務省、内閣官房)

(配布資料)

- 資料1 経済産業省配布資料
- 資料2 農林水産省配布資料
- 資料3 文部科学省配布資料
- 資料4 法務省配布資料
- 資料5 内閣官房配布資料
- 資料6 第3次男女共同参画基本計画における成果目標／参考指標の動向

5 議事録

○鹿嶋会長 ただ今から第6回「男女共同参画会議 監視専門調査会」を開催いたします。

議題に入る前に報告事項がございます。事務局に人事異動があり、10月1日付けで推進課長が代わりましたので、御挨拶をお願いします。

○小林推進課長 10月1日付けで推進課長になりました小林でございます。私は、17年前、男女共同参画局が男女共同参画室だった時代にいたことがございまして、本当に隔世の感を感じておるところでございます。今後ともよろしく願いいたします。

○鹿嶋会長 それでは、お手元の議事次第に従いまして、前回に引き続き、「雇用・セーフティネットの再構築」についての関係府省ヒアリングを行います。

本日は、経済産業省、農林水産省、文部科学省、法務省、内閣官房の順で説明をお願いします。

ヒアリングの方法ですが、府省ごとに説明、質疑を行いますので、ヒアリングが終われば各府省の説明者は退室されて結構です。ただし、後で質問等が出るかもしれませんので、その際は後日の対応をお願いします。

委員の皆さんにおかれましても、質問についてはできるだけヒアリングの際に行ってください、ヒアリング終了後に質問をされる場合は、回答は後日になる旨を御承知おきください。

なお、各府省におかれましては、取組の説明の際、基本計画のどの部分に関係するかということを明示していただきたいと思っております。各府省の説明を聞くだけでは、単に拝聴するというだけで終わりがねませんので、委員の皆さんからの積極的な質問をお願いしたいと思っております。

それでは、経済産業省から説明をお願いします。

○経済産業省（坂本企画調査官） 経済産業省経済社会政策室の坂本と申します。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

お手元の資料に沿いまして、経済産業省において、男女共同参画基本計画に基づいて進めている政策について御説明をさせていただきます。また、基本計画の項目立てと本日お配りしております資料の順番とは前後しておりますが、一つひとつ対応させながら説明したいと思います。

1 ページ目の「企業活力とダイバーシティ推進に関する調査研究」ですが、こちらは第4分野「雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保」の中の「7 女性の活躍による経済社会の活性化」の1つの項目として盛り込んでいただいております。これは当室で今年度行う予定の調査研究で、女性の活躍促進を中心としたダイバーシティの推進について、マクロで日本経済にとってどういう意義があるのか、様々な要素のあるダイバーシティの中で女性の活用という1つの分野が持つ意義というものはいか、女性の活躍を支援するためのワーク・ライフ・バランスの必要性は何かといったものを検討することとしています。

最初に申し上げた日本経済全体にとってのマクロの意義の話と並んでより深掘したいと思っておりますが、女性の活躍が個々の企業の業績、パフォーマンスに対してどういうプラスの影響を持っているのかということです。これについては、統計データによる計量分析と成功事例のヒアリングを通じたベストプラクティスの収集という二本立てで実証できたらと思っております。

こうした調査、研究を通じて、今後、企業における女性活用の取組の普及促進や、どうやって推進の動きを促し加速化していくかということについて具体的な提言を行いたいと思っております。研究会を立ち上げ内閣府男女共同参画局調査課からもオブザーバー参加をしていただきながら、経産省の枠にとどまらない形で進めていきたいと思っております。

特に今まで経産省においても余り認識はされておりましたが、日本経済の労働力、生産労働人口が減る中で女性の就業を促進することは不可欠な課題だと思っており、少子高齢化で国内の人口が減る中で、内需拡大をしていくためにも、女性の就労促進が経済にとっても非常に重要だということをきちんと整理して発信していきたいと思っております。

ます。

2 ページ目の「平成 22 年度女性起業家実態調査」は、昨年度 APEC の女性起業家サミットを 1 つのきっかけに、女性起業家について実態調査を行った結果でございます。これは基本計画の中で言いますと、同じく第 4 分野の「5 多様な生き方、多様な能力の発揮を可能にするための支援」の中の 1 つに挙げておりまして、男女別に起業活動の実態の調査をいたしました。その結果、起業する際の課題としていろいろな項目が挙がってきたのですが、すけれども、「開業資金の調達に課題であった」という回答は、男女で比べますと女性の方が 10% ほど低くなっております。これは資料にはお示ししておりませんが、資金調達が男性に比べるとハードルとなった割合が低いのは、女性の方が一般に起業する際の規模が小さいといった背景があると思っております。

やはり男性よりも多くなっているのが、「経営に関する知識・ノウハウ不足」、「事業に必要な専門知識・ノウハウ不足」で、若干 5～6% ですけども、男性に比べると高く出ているのが特徴となっております。

右側のグラフを見ていただきますと、起業の際に欲しかったサポート・支援、実際に受けたサポート・支援ということで、特に欲しかったサポートで一番大きいのが丸で囲っております、「同じような立場の人（経営者等）との交流の場」で、ネットワークがほしかったといった声が出ております。

3 ページ目の「女性、若者／シニア起業家支援資金」は、基本計画で言いますと同じく第 4 分野の「5 多様な生き方、多様な能力の発揮を可能にするための支援」でございます。これは平成 11 年から続けておりまして、新規事業や雇用の創出を図ることを目的として、起業意欲のある女性、若者、55 歳以上の高齢者を対象にして、日本政策金融公庫が低利融資を行うといったスキームでございます。

中小企業事業ですと 7 億 2,000 万円、国民生活事業ですと 7,200 万円ということで、それぞれ設備資金について特利 1、特利 3、現時点では特利 1 が 1.75、特利 3 が 1.25% でございます。特に技術・ノウハウに新規性がある場合に特利 3 の方が適用されますが、この低利融資が受けられるということです。

まだ調整中ですが、本日御紹介させていただくと、5 番目に貸付期間ということで 15 年以内と書いてございますが、今これを 20 年に拡充する方向で理財局と調整しているところです。これは 10 年以上やっておりますので、件数にして、若者と高齢者も含まれて 9 万件超、そのうち女性だけで 5 万件超といった実績になっております。

4 ページ目の「新創業融資制度」は女性に限ったものではございませんが、先ほどの女性、若者／シニアの起業家支援資金と併用することができ、貸付限度額 1,000 万円の範囲で、先ほど御紹介した特利に一定の上乗せ率を載せて、1,000 万円まで無担保、無保証人で融資が受けられるという制度です。これは 6 のところに実績を書いてございますが、括弧の前が全体の実績で、括弧の中がそのうち女性起業家向けに使われた部分でございます。先ほどの女性、若者／シニアと比べていただきますと、女性の 5 万件、起業家支援資

金を使っているうち約2割が無担保・無保証人を使っているといった形になっています。金額にすると約1割なので、1,000万という限度もありますので、金額にすると比率は低いですが、そういった形で併用してお使いいただいている制度でございます。

5ページ目は特に女性に特化した制度ではございませんが、ソーシャルビジネスに対する支援事業を行っております。これは基本計画で言いますと、第5分野の「男女の仕事と生活の調和」の「2 多様なライフスタイルに対応した子育てや介護の支援」という中にある、「⑥地域住民等の力を活用した子育て環境の整備、交流の促進」に当たります。地域での子育て支援等、社会的な課題をビジネスの手法で解決するソーシャルビジネスに対する支援ということですが、2つの面があると思っております。子育て支援サービスをソーシャルビジネスとして行うことを支援するとともに、ソーシャルビジネスの分野での女性の起業を支援する。かつ、女性の能力を発揮するための雇用創出という意味でも、第5分野だけではなくて、第4分野としても有効な政策だと思っております。

ソーシャルビジネスは御承知のように新しい公共という考え方の中で、自治体がスリム化をしていく中、社会的な課題をビジネスの形で解決していく事業ということで、社会性、事業性、革新性といったことが要素となっております。

実際には組織形態は約半分がNPOで約2割が株式会社という構成になっており、海外と比べると、まだまだ日本のソーシャルビジネスの規模は小さい。英国を例にとっておりますが、金額的にも事業者数としてもまだ規模が小さいとはっきり出ているかと思えます。

6ページ目に具体的な支援事業の中身について御説明しておりますが、大きく分けて3本の事業からなっております。ソーシャルビジネスを「SB」と資料では略させていただきます。

「(1) SB・起業連携支援機能強化事業」ということで、要するに既存の企業とソーシャルビジネスの事業者をコーディネートするコンサル事業をイメージしていただければいいと思えますが、コンサル事業に対して補助することで、そのノウハウの移転を促すといったものが1つ目の柱でございます。

「(2) SB ノウハウ移転・支援事業」は、この3本の中ではこれが中心的なものになっておりますが、ソーシャルビジネスのノウハウを先輩ソーシャルビジネスが新米のソーシャルビジネスを、ノウハウの移転、マニュアル化等によって育成していくことに補助をしていくというのが2つ目の柱でございます。

「(3) SB コンソーシアム新事業創出展開支援事業」は、複数のソーシャルビジネスと既存の企業の連携したコンソーシアムに対して、その経費に対して補助を2分の1で出していくというのが3つ目でございます。

予算の規模ですが、23年度は地域新成長産業創出促進事業費補助金の内数となっており、13億円のうちはっきりした金額は出ていないのですが、平成24年度の概算要求では、このソーシャルビジネス支援事業のみで2.4億円を要求しているところでございます。

右下の実績のところでございますが、先ほどの基本計画との関係では、ノウハウ移転・

支援事業の3年間の採択件数24件のうち、子育て支援関係は3件ということになっております。

7ページ目に具体的な事例を御紹介していますが、大分県の別府で始まった「ジャパンオンパク」という温泉街の地域活性化、観光産業の活性化の手法を取り入れて、岡山県のNPO法人吉備野工房ちみちが地域資源を活用した取組を実施しております。「地域再生プラットフォーム」づくりのための中間支援的組織として、被災地にオンパクの手法の展開、移転を行っているものです。

この「ちみち」の特徴は、今回具体例で取り上げた理由でもあるのですが、人的な地域資源として女性に着目して、地域で活躍している女性の力を生かして地域活性化を図っていくという理念になっていまして、地域の女性をネットワーク化することで地域社会に貢献できるという仕組みをつくるのが1つの理念になっているものです。

8ページ目の「平成22年度医療・介護等関連分野における規制改革・産業創出調査研究事業」は、基本計画で言いますと第5分野の「2 多様なライフスタイルに対応した子育てや介護の支援」の「③保育サービスの整備等」になります。

事業目的としては、待機児童の解消は喫緊の課題ということで、女性の就労を促進するためにも、子育て支援サービスについて、多様なニーズに対応していくということで、多様なサービスの供給主体の参入をいかに促進するかという観点から4本柱で調査研究をいたしました。

1つ目が事業所内保育施設の実態調査、2つ目は保育士の資格を持っていない方の人材活用に関する調査、3つ目が給食の外部搬入、これは最近認可保育所でも給食の外部搬入が制度上認められるようになったことを踏まえて、ほかの給食事業者が保育所への外部参入についてどういった意識、認識を持っているかといったことを中心に調査したものです。4つ目は、保育事業者、認可外も含めてですが、保育事業者が認可申請なり届出を行う際の申請手続きの合理化について、自治体によって運用が異なり事務が煩雑になっているという問題意識から、その辺りの実態調査をいたしました。

詳細は省きますが、13ページ目が本年度進めております調査研究の中身になっています。今回震災ということもありましたので、目的は先ほど御紹介した22年度の目的と共通なのですけれども、中身は少し入れ替えて、被災地域における生活支援サービスの在り方についての調査と、保育現場における、他のサービス産業などでも進められている生産性向上に関する取組についての調査、災害発生時の保育現場のリスク管理についての調査、この3本柱で現在進めているところでございます。

こちらからの説明は以上です。

○鹿嶋会長 ありがとうございました。

ソーシャルビジネスといった場合には、これまでもたくさんのNPO等の活躍がありますが、「ソーシャルビジネス」と言葉でくくる条件はあるのですか。日本の場合、イギリスに比べて件数が大分少ないですね。

○経済産業省（坂本企画調査官） ソーシャルビジネスの定義は、担当部署によりますと、あえて余り固く決めていないということで、理念としては先ほど申し上げたように社会性、事業性、革新性という特徴で大体このような集合体だということを設定しております。国や自治体、行政の行うサービスと民間の株式会社が行うサービスのすき間を埋めるということもとの理念がありまして、時代時代によって行政サービスがどう伸縮するかによって、そのすき間の広さも変わるということで、行政がスリム化されてくるとここも増えてくる可能性があります。

○二宮委員 質問は2点あるのですけれども、1点目が資料の2ページに、起業時の課題として経営に関する知識・ノウハウの不足や事業に必要な専門知識・ノウハウの不足がありますが、大学等で、いわゆる就業力の支援として、受講した際に、その受講料が戻ってくる制度なども行われていると思うのですけれども、その辺の男性の受講者、女性の受講者の実態把握は所管が違うのでしょうか。

○経済産業省（坂本企画調査官） 経産省の中小企業庁で「創業塾」など、ノウハウのところの格差と言いますか、女性を応援しようということで行くつかそういうプログラムはあったのですが、昨今の仕分けの中で、これは女性に限らないのですが、教育のように効果がなかなか短期間で定量的に示せないものに対しては予算が付きにくくなっております。私は、新規産業、ベンチャーの方も所管しているのですけれども、そちらでも予算は付けられないので、コーディネーターとして行政が入っていき、なるべく民間の団体を使いながら進めているというような状況です。

○二宮委員 例えば国立大学などでは、男女共同参画室をつかって、大学として何ができるかといったことを考えているのですけれども、学部の利用とか、ビジネススクールを持っているところであればそういうところの利用などが考えられます。そういった働きかけは、問題の認識と所管の官庁が違っていて、多分連携が取りにくいのだらうと思いますが、この辺をうまく使っていくと、大学としても売りになって、学生の確保の点からもメリットになると思います。

2点目は、基本計画の45ページを拝見すると、経済産業省は、小学校以降の学童保育の部分から外れている状況があるのですけれども、働きたいけれども、働いていない状況には小学校就学以降の問題もあるので、先ほどのソーシャルビジネス支援事業で子育て支援関係が3件という話でしたが、小学校以降の部分のソーシャルビジネスの問題は、経産省がかかわれない形になっているのでしょうか。

○経済産業省（坂本企画調査官） そういうことはなくて、このソーシャルビジネスは特に未就学児の保育など、事業の中身を特定しているものではありません。先ほど申し上げたようなソーシャルビジネスの概念に該当すれば支援をするということですので、先ほどの3件の子育て支援サービスは、恐らく小さい子どもを対象としていると思いますが、学童に対する支援を排除しているわけではないので、そこは政策の範疇だと思います。

○二宮委員 多分、今回M字カーブの問題を解消しようと思うと、やはりそれぞれのフェ

ーズでいろいろな問題があつて、その問題を本当に解決するために、単独で動けるところ
といろいろなところと連携しなければいけないところがあつて、そこのかじ取りをどこが
するかだと思います。先ほどの、働きたいけれども、働けないというのが小学校以降の子
どもを抱えているところに問題があるのだとすれば、保育に関して保育士の整備を含めて
保育環境の問題を調査されているけれども、就学後の話が経産省の調査に入っていないの
は問題ではないでしょうか。

○経済産業省（坂本企画調査官） 最後に御紹介した保育サービスの調査研究は、未就学
児のまさに保育サービスが対象になっています。

○二宮委員 M字カーブの解消であれば、それぞれのところの問題点がどこにあつて、本
当はどことどこの部局がきちっと連携する必要があるのかなど、かじ取りがないと理解し
にくい。前回の説明を聞いていたときも、省庁の話が縦で割れている状況なので、もとも
とどの問題を解決するためにどういう施策があつて、それがどこの省庁ごとにぶつかつて
いるのかというのが見えてこないと感じました。

○大谷委員

今の経産省の話ですと「どうやってソーシャルビジネスを育てていくか」という事業の
側面から見ていると思うのですが、事業を育てようと思うと、ユーザー側が使いやすい、
ユーザーにとって必要なものという視点が必要ではないかと考えます。二宮委員の話に関
連していると思うのですが、私自身が子育てしながら働いてきたので、個人的な経験で申
し訳ないのですけれども、例えばユーザーとして気になるのは、ベビーシッターというも
のがビジネス化して利用できるようになってきても、諸外国に比べてその費用が非常に高
いことです。

私個人の場合ですけれども、この経費が税金の処理の上で経費にならないのかと調べた
り問い合わせしたりしましたけれども、ならないということでした。この辺りを解決して
いかないと、事業の方がいろいろ増えても使う方としては手は出ない。また、ベビーシ
ッターを使うことに対する社会からの目もネックとなり事業を育てても使いにくいというこ
とがあります。先ほど学童の話もありましたけれども、私の場合も小学3年生まで学童保
育があつて、4年生になると突然切られてしまつて、親から見ると3年生と4年生ではそ
んなに変わらないのに突然「かぎっ子」になってしまう。

こういったところをどこが把握してそれに対応するようなきめ細やかなビジネスにつな
げていけるのか、あるいは、先ほどの税金の問題とか、総合的にどこが見ていくのかとい
うのが気になりました。

次に質問ですが、1点目は企業活力とダイバーシティ推進に関する調査研究ですが、ダ
イバーシティを推進することで、それが企業のパフォーマンスにどう影響をするかという
ことで、ワーク・ライフ・バランスの必要性和書かれています。例えば私も日本弁護士
連合会で弁護士のワーク・ライフ・バランスを進めていくに当たって、それが女性弁護士
にとって働きやすいというだけではなくて、すべての弁護士にとって働きやすい、ひいて

はパフォーマンスが上がるという観点も含めて、すべての人の問題なのだという観点で取り組んでいます。

その感覚から言いますと、例えばダイバーシティが直接どう企業のパフォーマンスに影響するかということともう1つ中間的にあることとして、ワーク・ライフ・バランスを進めることによってそれが企業のパフォーマンスに影響するということがあるのではないかと。卑近な例を申し上げますと、例えば男性中心だと会議の時間が女性が参加しにくい時間に設定されていたり、会議のために残業が非常に多くなっている。それを女性も参加できるように、会議の時間を変えたり、短縮して効率化することで、最終的には企業のパフォーマンス向上に関係する、という点がこの調査研究には入っているのかをお聞きしたい。

もう1点目は、女性起業家実態調査について、先ほど経営や事業に必要な専門知識、ノウハウの不足や、同じような立場の人との交流の場のニーズというお話が出ました。私個人は、実は弁護士の実務は家族法分野を専門としており、企業関係は全然やっていないので、自分自身ではわからないのですが、個人的なことで恐縮ですが、たまたま夫も弁護士をしていて、どちらかという企業関係のことをやっております。男性が起業しようというときに、資金をどう調達するか、法律的にどのようなアドバイスが必要か、税金面のアドバイスという形で、何となく男性同士うまく人とのつながりでそういうことを支援するような人たちがグループになって最初から支援しながら進めているというのをよく見ます。

やはり女性でこれから起業しようという方も、できれば女性の弁護士や税理士など、専門の人たちとグループでやりたいというような御希望もあるのではないかと。同じような立場、経営の経験のある方、あるいは同じように起業をした経験のある人というだけではなくて、いわゆる周辺で必要となる専門家とのネットワークがうまくつくれるかという点も重要なのではないかと考えたので、そういう観点はどのように今後手当ができていけるのだろうかという点を質問させていただければと思います。

○経済産業省（坂本企画調査官） ありがとうございます。最初に提示いただいたソーシャルビジネスのところは、まさにそのとおりだと思っております。ユーザー本位ということからすると、やはり生活者というので、女性の視点が生かせる部分だと思いますので、特に女性に限った支援事業ではありませんけれども、女性が取り組むというのは生活者の視点もまさに持ちながら自分で事業者になっていくということで、非常にニーズに沿った子育て支援サービスもできるのではないかと考えています。

税制の話などは、経産省では保育に対する税制までしておりませんので、是非内閣府の方で取りまとめていただく中で進めていただければよいと思います。

2点目の調査研究でございますが、御指摘の点はまさにそのとおりだと思っております、せっかくこの場なので少し個人的な思いも言わせていただくと、やはりワーク・ライフ・バランスという、企業の特に経営者層はネガティブにとらえられる方が多いと思っております。今回調査研究であえてパフォーマンスというものを前面に出したのは、経産省だからということもあるのですが、トップの意識が変わらないと何も動かない。本当の

ワーク・ライフ・バランスは別に企業だけのためにやるわけではないし、私自身も子育てしながらあっぴあっぴして暮らしているので切実なのですけれども、企業にとってマイナスで、福利厚生だという観点だとなかなか進まないのも、マネジメントのやり方によってはすごくプラスになるし、言葉を「ワーク・ライフ・バランス」ではなくて「生産性マネジメント」と言い変えるだけでも相当受け止め方が変わってくると思ひまして、そちらの方向であえて、やや本当はもっと広い視野でやらなければいけないものだと思うのですけれども、そこに集中をしてやりたいと思っています。ワーク・ライフ・バランスもまさに業績につながるということは、整理の中でうまく示せていないのですけれども、やりたいと思っています。

先ほどの起業家のところについては、ネットワークに対して直接的な施策があるかと言われるとこれからの課題ですけれども、非常にいろいろなところで、最近エグゼクティブネットワークのようなものを立ち上げるという話も聞いていまして、経産省ももう少し一緒に入って何かできないかと思っています。それは役所の中だけではなくて、いろいろな官民の動きの中で進んでいくと、こういうネットワークが足りないということは確かに課題だと思っていますので、解消していくのかと思っています。

○鹿嶋会長 聞いていると制度はある程度できてきているのだけれども、それがうまく機能するかどうかとなると、なかなかこういう計画の中に書き込めないような様々なソフトの問題があり、それを機能させるにはどういう形で肉付けしていくのかということが重要となる。これは成功事例などを発信していく中で、それらの要素も取り入れ、そして知識として吸収してもらうことが必要と考えます。

次は農林水産省の説明をお願いします。

○農林水産省（荻野女性・高齢者活動推進室長） 農林水産省経営局就農・女性課女性・高齢者活動推進室長の荻野と申します。どうぞよろしくお願いいたします。当課の名称ですけれども、前回5月に監視専門調査委員会でお話しさせていただいた際には、「人材育成課」という名称だったのですが、このたび「就農・女性課」という名前に変わりました。これは、鹿野農林水産大臣が男女共同参画や女性の能力発揮に関して非常に強い思いを持っておりまして、省内の組織の名前を見て、「女性と名の付く課がないではないか」と指摘され、課名が変わったという経緯がございます。

農林水産省の関連する分野といたしましては、基本計画の第6分野「活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の推進」になります。

今回、「雇用・セーフティネットの再構築」ということで、特に第6分野の「2 女性の経済的地位の向上と就業条件・環境の整備」という部分と、「3 女性が住みやすく活動しやすい環境づくり」につきまして、お話をさせていただきます。

農林水産省の施策の方向といたしましては、女性の参画の促進と、女性の経済的地位の向上という観点から、農業経営や女性グループなどが行う起業活動を促進し、また、女性が働きやすい環境づくりという観点から、家族経営協定を進めいくというものでございま

す。

農業経営の中で女性の参画というのは実質的に進んできております。また、認定農業者制度というのがあるのですが、この中でも女性の認定の割合が徐々にではありますが、高まってきております。

2 ページの左下のグラフにあるように、まだ全体から見れば認定農業者に占める女性は 3.6% という状況ですが、平成 21 年の数字を見ますと、8,791 ということで近年非常に伸びてきております。起業活動としては、農山漁村で農産物などを使って加工し販売をして付加価値を付けてお金をもうけるということで、レストランをやったり、直売をやったりして副次的に収入を得る取組をしているグループが非常に伸びてきております。個人でそのような活動を行っているという方も非常に伸びてきております。

4 ページの家族経営協定の推進については、先ほど申し上げたようにワーク・ライフ・バランスとも関係いたしますが、家族で経営する農業経営の中でもしっかりと就業時間や経営方針などを決めて、組織として共有して経営していこうという取組がございます。

締結農家数も徐々に伸びてきておりまして、平成 23 年 3 月時点で調べた数字ですと、4 万 8,602 件と上がってきております。これは全体の農家数の中では主業農家に対しては 13.1% という割合になっておりますが、これも確実に伸びてきております。

制度上のメリットとしては、認定農業者制度、こちらは先ほど御説明いたしました、認定農業者になる場合に、御夫婦で実質的に共同経営をされているといった場合に、通常ですと夫の名義が多いのですが、家族経営協定を結んで、収益配分や経営方針の決定への参画が明確にされていると認められる場合には、夫婦が共同で申請が行えるということで、こういった形での共同申請も伸びてきております。

農業者年金についても、家族の方、妻や後継者の配偶者の方なども含めて年金に加入していただきたいということで制度の運用をしておりますが、青色申請を行っている認定農業者等と家族経営協定を締結して経営に参画している配偶者や後継者に対しては、基本となる保険料のうち一定の割合で国庫補助制度が行われる制度もあります。

次に、平成 24 年の予算概算要求を行っているものにつきまして若干触れさせていただこうと思います。先ほど申し上げたように、農林水産大臣は非常に女性の力を発揮していただくことに対して思いがございます。特に農山漁村の活性化、またこれから進めていこうとしている 6 次産業化といった分野で、女性の力は非常に大きく期待されているところです。実質的に先ほど申し上げた起業活動などで、女性が加工、販売活動に取り組むということは、既に 6 次産業化を先駆的に担っているという実態を踏まえまして、今後ますます動きを加速化させていこうということでございます。

1 つは政務三役からも強く言われたことがございまして、女性の参画を促進する、また女性の力を発揮させていくための施策というのを、我が省でしたら私どもの課で担当している「女性・高齢者等活動支援事業」という 1 億円少しぐらいの単独事業があるのですが、そういった単独施策の中に矮小化しておくべきではない。当省の主流の政策の中

できちんと女性の参画を進めていくような形でこれから考えていこう、という方針を立てまして、1ページの図なのですが、1つは左側のオレンジ色のところ、これは今回の目玉でございますが、6次産業化などにチャレンジする女性に対して、既存の6次産業化施策の中で使っていけるような予算の1割程度の女性優先枠を設けて優先的に使っていただく取組をしていくことにしております。

具体的には、女性枠という形で打ち出そうとしておりますのは、ここに書かれている3つの事業です。「経営体育成支援事業」と申しますのは、農業経営の経営体を育成していく上で必要となるような農業用機械の整備を支援するような事業ですけれど、女性が主体的にこのような機械とか設備がほしいと思っているような事業実施主体から応募があった場合に、1割の枠の範囲で極力優先的に採択していきます。具体的な要件や運用方法は内部で検討中で、これから詰めてまいります。

2番目の「6次産業推進地域支援事業」は、6次産業化を推進する上での商品開発や販路開拓、技術研修会の開催などを支援するようなソフト事業でございますが、こちらも4億円ぐらいの事業の中で1割程度女性起業家向けの枠として優先活用していきたい。

3番目の「6次産業化推進整備事業」は、6次産業化を推進するために必要な機械とか施設を整備するようなハード事業でございますが、これも23億ぐらいの予算要求額なので、これから概算額決定でどうなるかわからないですけれども、予算額の1割程度を女性向けの枠として優先的に活用いただくということを考えております。

いずれも優先の採択を具体的にどのようにやっていくかという細かい詰めはこれから行っていこうと考えているところでございます。

資料の右側へいきまして、企画・立案段階からの女性の参画を促進していこうということですが、具体的には「戸別所得補償経営安定推進事業」と書いてございます。農業の中で戸別所得補償という政策があるのですが、その戸別所得補償に加入している方を対象にして行っていこうとしている事業です。今後の我が国の農業の構造について、再生実現会議というものが今日開かれており、その中で基本的な方向を示してまいります。平地部分で20～30haぐらいを担うような経営体に集中していく、8割ぐらいをそういう大きな経営体が担うような農業構造に集約していこうという考え方があるのですけれども、集約していくということは、その分農地をそこに集中させていくのですが、農地を出していただく方々がいらっしゃるわけです。小規模な方や高齢化して手放したいと思っただけの方々がそちらに出していくのですが、地域でどういう経営体に集中するか、あるいは地域の農業の展望をどうするかというようなマスタープランをつくっていただくことになっており、そういったマスタープランをつくる場に女性を3割以上参画させることを事業の要件にしていこうと考えております。

右下が女性経営者の更なる発展支援ということで、「女性・高齢者等活動支援事業」も拡充要求をさせていただいております。これもどうなるかわかりませんが、既に育っている女性経営者の方々が全国各地にいらっしゃいますが、まだ点的な存在なので、これをネッ

トワーク化する、また、異業種や民間企業の経営者の方々と交流するような場を設けることによって、女性経営者の飛躍的な発展を促していこうという形での拡充を今考えております。

これらの6次産業化にチャレンジする女性の優先的な支援という施策はまさに女性の経済的地位の向上の中にある起業活動の支援に強く影響してくるかと思えます。女性経営者の更なる発展支援というところも、経済的地位の向上に当たると考えております。

説明は以上なのですが、せっかくの機会なのでもう一つ宣伝させていただきます。委員のみに新聞記事の抜粋を配布させていただきました。新聞で御存じの方も多いかと思いますが、FAO（国連食糧農業機関）のアジア太平洋事務所というところが模範の業者表彰を行っておりまして、こちらで日本人として初めて女性の農業者の方が受賞されました。17日にタイのバンコクで賞の授与式がございまして、安齋さと子さんという福島市の方が受賞されました。安齋さんは福島で果樹農業を営まれていまして、夫と息子さんと3人で法人経営をされているのですが、3人とも役員なのですけれども、さと子さん御自身が代表取締役という形で経営者として活躍されています。このたび震災で被災されているのですが、3月の寒い時期に近所の飯坂温泉の温かいお湯をペットボトルに汲み、それを湯たんぽ代わりにして、近隣の避難所に届けて大変喜ばれたという、非常に生活者の視点でのホスピタリティの高い方です。

農山漁村にはこのような女性の農業者の方は大勢いらっしゃいますので、これらの方々の力や視点というものも起業活動や6次産業化に結び付け、農山漁村の振興、活性化につなげてまいりたいと考えております。

○鹿嶋会長 ありがとうございます。第6次産業という言葉は農業関係者はもちろん知っていると思いますが、私の大学の学生が去年ある新聞社の入社試験を受けたら、「第6次産業について説明せよ」という問題が出たそうです。新聞社の試験に出るくらいなので、まだ一般化していないのではないですか。

○農林水産省（荻野女性・高齢者活動推進室長） 法律もできておりまして、今回の男女基本計画においても、第6分野の基本的考え方として「農山漁村の「6次産業化」を推進することが必要である」と位置づけさせていただいております。

○鹿嶋会長 農業関係者以外もかなり知っているのですね。

○農林水産省（荻野女性・高齢者活動推進室長） 六次産業化法を周知しており、農業関係者以外にも浸透しつつあると思います。

○鹿嶋会長 もっと一般化させた方がいいかもしれないですね。これは本質論ではない別の議論です。

○原田委員 女性を優先的に支援するというのとは一種のアフェーマティブアクションだと思うのですが、これは内閣府にお聞きした方がよいかもしれないけれども、日本は余りやっていないと思うので、これは先駆的なものと考えてよろしいのでしょうか。

○中垣調査課長 はい。

○原田委員 アファーマティブアクションのやり方はいろいろあると思うのですが、こういうものだったら余り反対もないのではないかという気がいたします。非常に先進的なものと評価してよろしいということであれば、大いに頑張ってくださいと思います。

○鹿嶋会長 家族経営協定は個人的に大変関心を持っているテーマですが、随分増えたというのがまず感想です。10%を越したというのは、大変増えたなという印象です。家族経営協定の中身は、「農業経営の方針決定」や「労働時間・休日」とありますが、具体的にはどのようなものなのですか。

○農林水産省（荻野女性・高齢者活動推進室長） 個々に違うと思うのですが、例えば、自分たちの経営をどう展開しようかというような、いわゆる経営目標を家族の経営だけでも、書いて、それを皆で共有するとか、この部門はだれが担当するなどの経営の方針の決定や変更にあたっては皆で話し合っ決めてとか、そのような内容だろうと推測されます。それぞれの家族ごとに違いますから一概に申し上げることはできないかと思いますが、要は家族経営としての経営体をどのように運営していくか、経営目標をどこに置くか、どのような販売戦略を持っていくか、規模を拡大するか、利益をもっと伸ばすにはどうするか、また、皆で話し合っ経営を運営していこうなどが書かれているものと考えます。

○鹿嶋会長 家族経営協定は農業に従事する女性がどの程度、男女共同参画への理解があるかという1つの指標になるかと思っています。それが無い限り、家族経営協定を結ぶまでには至らないのではないかと思います。調査対象の農家は農業収入が多い大規模農家になるのですか。大規模農家だと、1割は家族経営協定を結んでいるが、そうではないところはたくさんあるということですか。

○農林水産省（荻野女性・高齢者活動推進室長） この調査の方法は、都道府県にある農業関係の普及指導センターという県の出先機関に普及指導員がおり、日ごろ農家回りをしている普及指導者に調べてもらって吸い上げてきていますので、大規模経営だけを調べているわけではありません。

○鹿嶋会長 ただ、この説明を見ると、いわゆる主業農家というのは農業収入が農外収入より多いところですよ。

○農林水産省（荻野女性・高齢者活動推進室長） 全体の農家戸数は兼業まで入れると非常に多いのですが、農業を主で暮らしていくような主業農家を母数にして、その中でどのぐらいの割合になるかを見たいと思っています。主業農家だけを調査しているのではなく、小さな規模の零細な農家まで母数に含めて見ると本当にもっと薄まってしまうと思うのですが、主業農家の中でのなるべく家族経営協定を結ぶところを増やしていきたいと考えております。

○鹿嶋会長 ありがとうございます。続きまして文部科学省の説明をお願いいたします。

○文部科学省（湯澤女性政策調整官） 文部科学省生涯学習政策局男女共同参画学習課の湯澤と申します。よろしく願いいたします。

文部科学省配布資料の1ページ目を御覧ください。文部科学省の施策については、男女

共同参画基本計画の第7分野と第8分野が該当するところでございますが、教育費負担の軽減ということで、様々な取組をさせていただいているところです。

家計負担の状況の「家計の教育支出」のところで、大学卒業までにかかる費用として、幼稚園から大学まですべて国公立の場合が約1,000万円、すべて私立の場合が約2,300万円かかるということがございます。

一番費用がかかる時期として、子どもが大学生の家庭では貯蓄率がマイナスとなっています。

家庭の経済的・社会的状況の格差の影響ということで、両親の年収が高いほど4年制大学への進学率が高くなっている現状がございます。

教育費の公費と私費の割合を見ますと、高等教育、就学前教育では家庭等が負担する割合がかなり大きくなっております。

こういった家計負担の状況を踏まえまして、文部科学省では家庭の教育費負担軽減に向けた主な方策ということでいくつか施策を行っております。まず幼稚園につきましては、幼稚園就園奨励費補助ということで、幼稚園に通う園児の保護者の所得状況に応じて、経済的負担の軽減等を図ることを目的とし、地方公共団体は保育料を軽減する「就園奨励事業」を実施しているのですが、その事業について国が一部を補助しております。

義務教育につきましては、教科書の無償給与制度があり、教科書を無償で給与しております。また、就学援助制度としては、経済的に就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対して、学用品や医療費、学校給食費等地方公共団体が援助しているものについて国がその費用を一部負担する制度がございます。

高等学校につきましては、公立高校の授業料無償制度があり、授業料を無償にしているところでございます。

特別支援学校につきましては、特別支援教育就学奨励費ということで、在籍している児童生徒の通学費や教科用の図書購入等について経費を援助しているものでございます。

高等教育段階については、奨学金事業の充実ということで、経済的理由によって修学が困難である学生等を支援するため、独立行政法人日本学生支援機構において、奨学金事業を実施しております。平成23年度につきましては、9万人増の約127万人に貸与を拡大しております。

また、授業料減免の拡大ということで、すべての国立大学で授業料の減免措置を実施しており、私立大学では、経済的に修学困難な学生に対して、授業料の減免措置等を行う場合、国はその約2分の1を補助しているところでございます。

今の教育費負担の軽減については、基本計画の第7分野の「イ 生活上の困難の次世代への連鎖を断ち切るための取組」「①教育費の負担の軽減」に該当します。

3ページ目、高等学校教育改革の推進については、基本計画の同じく第7分野に「多様なニーズに対応した定時制・通信制の改善・充実を図る等、必要な支援策を実施する」ことが挙げられておりますが、「定時制課程・通信制課程の在り方に関する調査研究」という

ことで、社会や制度のニーズに応じた定時制課程・通信制課程の在り方について調査研究を行っており、その改善・充実を図ることとしております。

4 ページ目、「大学生の就業力育成支援事業」ですが、こちらは基本計画の第7分野の「4 男女の自立に向けた力を高める取組」の「ア 若年期の自立支援の充実」の「社会人・職業人として自立できる人材を育成するため、キャリア教育・職業教育を体系的に充実するとの観点から、第11分野の関連する施策の着実な推進を図る」に該当いたします。こちらは平成22年度から開始された事業で、現在の極めて厳しい雇用状況の下、学生の就業力の向上を図る教育プログラムを各大学が進めており、それについて国が支援をしていくというものでございます。

具体的には、例えば長浜バイオ大学の場合ですと、地元の経済界と連携し、実践的な就業力育成のための授業を実施しております。また、金沢工業大学では、従来のキャリア教育を再構築し、様々な支援体制と有機的な連携を図り、学生のキャリア教育を充実させております。本事業の支援期間は5年間で、1大学について2,000万円以内の財政支援を行っているところでございます。

5 ページ目、「女性のライフプランニング支援総合推進事業」については、基本計画の第7分野「4 男女の自立に向けた力を高める取組」「②若年期におけるライフプランニング支援の充実」に該当します。女性が結婚や妊娠、出産といったライフイベントを視野に入れつつ、長期的な視点で自らの人生設計を行い、女性が能力を発揮しつつ主体的に働き方、生き方を選択することを支援する事業です。

具体的な内容としては、各地域で活動している団体や男女共同参画センター等に女性のライフプランニングを支援する事業を行ってもらい、それをモデル事業として全国に普及することをやっております。また、大学等と協力しまして、学生を対象にライフプランニングを考えてもらうワークショップなども開催しているところです。

7 ページ目、「生徒指導・進路指導総合推進事業」は、先ほどの女性のライフプランニング支援総合推進事業と同じく、基本計画の「②若年期におけるライフプランニング支援の充実」に該当します。これは、児童生徒を対象とする事業ですが、現在、暴力行為やいじめなど、様々な学校における問題行動が増加しており、生徒指導の充実が必要となっており、進路指導において、児童生徒の勤労観や職業観を育成するため、キャリア教育の推進や就職支援の強化などの進路指導の充実が強く求められております。こういった状況を踏まえ、様々な課題について調査研究を行い、その結果を対応マニュアルやプログラム等を作成して全国に提示し、必要に応じて施策の立案や制度の改正等を行ってもらったことをやっております。

8 ページ目、「超高齢社会における生涯学習の在り方に関する検討会」は、第8分野「高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備」「1 高齢者が安心して暮らせる環境の整備」「⑥高齢男女の社会参画の促進」に該当します。

超高齢社会を迎えた日本ですが、高齢者が様々な学びを行えるように、今の高齢者の教

育の現状や課題について整理し、高齢者が取り組むべき学びの在り方について検討する会議です。

9 ページ目、「特別支援教育総合推進事業」は、第8分野「2 障害者が安心して暮らせる環境の整備」「イ 障害者の自立を容易にするための環境整備」に該当します。

本事業は、特別支援学校におきまして、外部の専門家による巡回指導や各種教員の研修、学生支援員の活用などを実施し、教育現場における特別支援教育の体制整備を総合的に推進していくものです。

文部科学省からの説明は以上です。

○鹿嶋会長 ありがとうございます。それでは、質問を受け付けたいと思います。

○廣岡委員 私は、以前より生涯学習として、学びから活動を一步踏み出していくタイプの学びが女性のエンパワーメントのためには大変有効だと思っております。資料では、若い女性のライフプランニング支援と高齢者の生涯学習に該当するかと思ったのですが、私が感じているのは、1つは社会教育や生涯学習は最近活発ではなくなってきているのではないかということと、もう1つは、学びから活動へ踏み出していくタイプの学習プログラムやモデルがまだ弱いのではないかということです。もしその辺りのところでこういう事業をやっているのだということがあればお聞かせいただきたいと思っております。

○文部科学省(湯澤女性政策調整官) 先生御指摘のように、以前に比べれば、生涯学習、社会教育についての国の関与の分量が下がった感はあるとは思いますが、ただ、国がやらなくなったということは、地域の方で割と活発に取り組まれてきており、国が余力を出さなくても自立していけるような段階になってきているのだと思っております。

ただ、女性や高齢者については、国としても取組がまだこれからというところがありますので、その部分は重点的にやっていかなければいけないと思っております。

○松下委員 静岡市女性会館では、この「女性のライフプランニング支援総合推進事業」に応募しまして、去年30歳前後の働く独身の女性に向けた講座をやらせていただきました。8回連続で女性に就業継続を考えてもらいたいという内容です。助成金をいただいたということで、通常の公的な広報だけではなく若い女性がよく読む無料の情報誌にも広告を出せたので、20人募集したところ60数名の応募がありました。講座では、健康のことをはじめロールモデルを提示したり、いろいろな内容を盛り込みました。講座を行った後に、女性の働く上での権利ということがこの8回のプログラムに欠けていたのではないかとということで、代表理事が女性労働の研究者でもありますので、その講座を1回追加したところ、「こんな話を聞いたのは初めてだ」という反応がありました。大学生の就業力育成にも、働く上での権利などを入れ込んだ就職支援が必要なのではないかと思いました。

例えば、インターンシップに珍しく男性の学生が来たことがあって、その方が卒業後にまた遊びに来てくれたのですが、就職したところをすぐ辞めてしまったと言うのです。「営業のノルマがきつくて、自分がやっている仕事はお客様をだましているような気がするから、どうしても嫌で辞めてしまった」という話を聞きました。そのときに「ハローワ

一クで仕事を見つけるときには、こういうところを見るんだよ」という話を私たちも一生懸命したのですけれども、そういうアドバイスはこれまで余り聞いたことがなかったと言っていました。

また、働く女性向けの講座をやった時、講座が終わっても直接講師に自分の個別の問題を相談したいと残る方が結構いるものですから、社会保険労務士などに依頼して1人50分の個別相談を毎月やるようになりました。例えば、「基本給が12万円で、実際にはいろいろ手当が付いて給料は20万円近くになるという話で就職したけれど、やはり働いてみたらとても納得できない。1週間足らずで辞めたところ、給料をもらえるどころか制服代などを払ってくれと言われた」という相談がありました。

普通に考えたら、基本給12万円で正社員というのはあり得ないので、こういうところに就職していいかどうかもっと考えてほしいと思うのですけれども、そういう知識も大学を出ているにもかかわらず持っておらず、なかなか再就職できないので焦ってそういうところに就職したという女性がいました。

大学生の就業力を付けるというところでも、働くことに関連する法律をもっと身に付ける必要があるかと思います。実際には法律で守られているのに、それを知らないためにひどい状況に置かれてしまうことがあるということを感じました。

もう1つ、私たちの施設は生涯学習施設との複合施設なものですから、生涯学習のあり方を考えることも多いです。来館者を見ていると、だんだん高齢化していて、やはり趣味や教養、学習型の講座がとても多いのが現状です。

静岡市女性会館で今年やった事業で、今後の生涯学習の少しヒントになるかと思う高齢女性がとても喜んで参加して下さった事業があります。私たちは、女性に対する暴力防止を目的にベビーキルトをパープルリボン月間の11月に向けて半年間つくっていきこうという事業を4月から始めました。最初は果たして何人が参加して下さるかと思ったのですけれども、現在までに延べ300人の女性が来てくださっています。ベビーキルトというのは、21センチ角のキルトトップを幾つか縫い合わせた赤ちゃんの上にかけるぐらいの大きさのキルトのことです。それが11月までに30何枚かでき上がりそうで、それを乳児院にお届けすることもできそうなのです。そういう事業をやりましたら、参加した女性たちが、「好きな縫物で人の役に立てることがうれしい」と言ってくださいました。この事業では、毎回作業をするときに、初めて来てくださった方にはDVについて、例えば身体の暴力だけではなくて言葉の暴力もあるということなど、いろいろなこととお話してパンフレットもお渡しします。「アイセル21(女性会館)へ出かけるよと言うと、夫が人の役に立つことをしてくるんだねと気持ちよく送り出してくれるようになった」「自分の昼ごはんはどうなるんだと言っていた退職後の夫が変わってきた」という話も参加者から聞いています。ただ趣味的なことをするとか、教養を深めるだけではなくて、社会に何か関わっていく視点が大事だと、自分たちも学ばせていただきました。

○大谷委員 ライフプランニング支援についてですが、私は弁護士として専門分野は家族

法でして、離婚事件をたくさん扱っております。そうすると、今、離婚の割合は非常に高く、離婚した女性、一人親家庭はかなり大きな割合を占めると考える必要があると思うのですが、離婚という場面に直面して、初めてどれほど女性の再就職が難しいか、大学教育を受けていても、例えば30代半ばぐらいで就職しようと思っても能力に合う仕事がないといったことに直面されて、また離婚後に女性の貧困が強く出ているという現状がございます。そのときになって初めて働き続けていればよかった、こんなに離婚ということで女性の方にしわ寄せがくると思いませんでした、非常に不平等ですとおっしゃる方が多いのです。

その時点では、なかなか個別のケースで私たちが現在の法制度の中でできることは限られております。よく大学で教えていらっしゃる先生などと話すのですけれども、大学を卒業して一旦就職をし、結婚、出産というときに頑張って働き続けていただく。ネガティブな話になってしまいますけれども、そうしてないとどうということになるかという現実のところももっと話すべきではないか。離婚とかと言うとそういうことは余り話すべきではないというイメージがあるかもしれないですけれども、これだけ離婚割合が高い中で、私どもも日々そこで大変な思いになり、働かなければいけない人たちが働けない状況を見ていますので、そういう意味では学生時代からそういう話をすべきなのではないかというようなことを雑談の中でしております。今のキャリアプランニング、キャリアデザインということからライフプランニングと変わってきて、そういう意味では結婚、妊娠、出産と通してお話になられているということなのですが、現実面の厳しさなども含めていく必要があるのではないかと考えております。

先ほど女性会館の話をしたのですけれども、私ども法曹の分野で見えていまして、大学卒業までは、あるいはロースクール卒業までで、最近の若い方は特に男女差別は感じてらっしゃらない。実際に専門職に就いて働き始めて、結婚、出産ということになって初めて、あるいは弁護士の場合、独立というのがあり、裁判官、検察官は転職がありますが、そのときになって初めてやはりこれだけ女性が働きにくいことになっているのだとか、辞めようかと悩まれたり、先輩の支援が必要になったりします。生涯学習の話が先ほどから出ておりますけれども、早い段階で将来的な厳しさをもっと現実的にお伝えいただければと思うことと、あるいはその頃には余り感じていない、現実に仕事に就いてから感じることにどう支援や学習という形で私たちが関わっていけるかということを考えていく必要があると思っています。

○鹿嶋会長 平成24年度の概算要求で高校生、大学生の給付型の奨学金の創設という問題を入れていますが、是非しっかりやってください。私どももかつて監視・影響調査専門調査会で女性の貧困の問題を取り上げ、その連鎖と固定化という問題を指摘したのですけれども、最近若い学生たちに聞いてみると、例えば家計が厳しいので、子どもがいると男の子の方は大学に行かせるのだけれども、娘の方は例えば高校で終わるといようなことがあると言っています。これは統計的に現れる問題ではないかもしれませんが、また親が勤

務する会社が倒産したとか、自営業だけど経営がうまくいかないなどの経済的理由で退学する学生も出ています。そういう事情も考慮すると、是非こういう給付型の奨学金を創設していただきたいというのが私の意見です。

○山本委員 1つだけお伺いしたいのですが、最後の特別支援教育のことについて、特段の御説明が多分時間の関係でなかったのではないかと思います。障害等を負った児童生徒やあるいは現実問題としてそういうお子さんのいる母親の負担はかなり大きいものがあるだろうと思うので、この点はとても重要な問題だと思うのですが、現実に特別支援教育等に関して、どのような問題が一番大きいとお考えで、今後、こういったところに重点的な施策をしていくべきか、具体的に重点をどういうところに置いていったらいいかということについてのお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○文部科学省（湯澤女性政策調査官） 大変申し訳ないのですが、こちらは直接担当していないものでして、後日回答ということによろしいでしょうか。

○山本委員 結構です。

○鹿嶋会長 では、今の回答はよろしくをお願いします。

○二宮委員 ライフプランニングの件ですが、基本的には大学等でこういう学習の機会を提供することは、カリキュラム上の縛りで難しいという話が前にやりとりであったかと思うのですが、場合によっては、国の動向としてここまで基本的な考え方で打ち出している状況であれば、認証評価を使うとか、もう少し何らかの形で大学をそちらの方に向けてような試みをやっていく必要があるのではないかと。

あるいは、教員養成の点で言えば、例えば教科教育法においては、指導案の作成は必ず盛り込まなければいけないとか、模擬事業は入れなければいけないというような縛りが大学の方には来るのです。その意味で言えば、生徒指導論の授業とかも、必ず教員養成の中に置かれているわけで、生徒指導論の授業の中では、このような学習の機会をきちっと入れなければいけないとか、もう少し働きかけの手法が硬軟織り交ぜながら入れる部分があるのではないかとこの感じを受けました。

もう1点、こちらは質問なのですが、前回の専門調査会で「女性の活躍による経済社会の活性化」の中間報告の概要が配布されましたが、日本においては高等教育の在学率が男性と女性で比べると女性が低いということが挙がっていて、実際、その点がM字カーブの問題とどこまで関わっているのかはわからないのですが、例えば高等教育に行かず、子どもを産んで30代ぐらいになったときに再度就職したいと思ったときに、やはり一定の学歴の縛りとか、あるいは技術的な縛りなどで就職できないというようなことが出てくる可能性があるのだとすれば、この進学率の問題も、本来は何らかの形でアプローチしていかなければならない問題だと思います。その点について、実際に松下先生の方などでいろいろなプログラムを行って事後的な対応は多分あると思うのですが、今後の出発点として、進学率の問題の改善については何か取組が行われているのかをお聞きしたいです。

○文部科学省（湯澤女性政策調整官） 御指摘のとおり、女子の方が数字的には低いので

すけれども、そこをとらえてもう少し進学率を上げるというよりは、日本は諸外国に比べると全体的に高等教育機関への進学率が低いため、それを改善しましょうという話があります。

○二宮委員 例えばM字の問題を考えたときに、結局男性の場合には戻るチャンスはかなりあって、女性の場合にはほかにも複合的な要因があるのだらうと思うのですけれども、その出発点の格差がそのまま30代に移行していったときにどのような問題が本当にあるのかという分析が本来は必要なのではないかと思うのです。

文科省だけの話ではないと思うのですけれども、そういう分析があれば、ある意味で言えば進学率の問題で今格差がある状態が将来的な潜在的な部分に影響を与えているのだとすれば、進学率についても多分改善すべきだという話になると思います。

○岡島男女共同参画局長 今回の御指摘の点ですけれども、大学進学率は女性と男性で10ポイントぐらい違いがあり、そうした格差につきましては、基本計画の11分野「男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実」の成果目標として、「ミレニアム開発目標のうち、すべての教育レベルにおける男女格差」を平成27年までに解消とありまして、まさに進学率の違いというのはこれに該当していると考えております。

○二宮委員 もし解消を進めるということで、具体的な施策については今後の場で説明があるということですか。

○岡島男女共同参画局長 まさにこういう場が御説明の場だと思いますが、1つ女性の大学進学率を上げましょうというだけではなくて、そういうこともあると思いますが、基本には固定的性別役割分担意識といいますか、女性は家庭にいればよいのではないとか、男性の方の教育を優先しようとか、そういう発想がありますので、そこは第2分野「男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革」の中でも一緒に進めていくべき、まさに私どもの課題だと思います。

○稼農調査官 今お話が出ていましたが、今回テーマが雇用・セーフティネットということで、文科省には第7分野、第8分野を中心にお話しいただきました。今、局長から補足がありましたとおり、次のテーマが「より多様な生き方を可能にする社会システムの実現」になりますので、社会制度・慣行の部分でまた教育の問題も出てくると思います。

○中垣調査課長 先ほど来、各省庁にまたがる課題についてどのように取り扱っていくのかということでございましたけれども、今、補足がありましたように、今後も議論していく中で、特に子育てについては各省庁の総合的な取組が大事だということで、政府でも検討しておりますので、その取組状況についても御検討いただければと思っております。

○鹿嶋会長 それでは、次に法務省の説明をお願いします。

○法務省（葛谷参事官） 法務省人権擁護局参事官の葛谷と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

私の方からは、基本計画第8分野「高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備」のうち「3 外国人が安心して暮らせる環境の整備」「4 女性であることで複合

的に困難な状況に置かれている人々等への対応」に関しまして、法務省の人権擁護機関の取組について御説明をさせていただきます。

資料として配布いたしました『人権の擁護』という冊子を御覧いただきまして、表紙をめくったところに目次がございますが、「1. 主な人権課題」というところがございますように、法務省の人権擁護機関では、女性、子ども、高齢者、障害のある人、同和問題、アイヌの人々、外国人、あるいは性的指向、性同一性障害、人身取引など、あらゆる人権問題について、人権擁護の活動に取り組んでおります。

法務省の人権擁護機関についてですが、この冊子の31ページに法務省の人権擁護機関の構成図がございますが、法務省の人権擁護局、法務省の地方支分部局に当たります法務局及び地方法務局の人権擁護部あるいは人権擁護課、さらに人権擁護委員のことを言います。人権擁護委員につきましては32ページに詳細が記載されておりますが、法務大臣によって委嘱された民間のボランティアの方々のごことで、全国で約1万4,000人の人権擁護委員の方々が人権擁護の活動に取り組んでくださっております。

法務省の人権擁護機関の具体的な活動内容につきましては、このパンフレットの35ページ以下に具体的に説明があるのですが、大きく分けまして人権侵犯事件の調査救済活動、2つ目として人権相談活動、3つ目として人権啓発活動というものに分類されます。

まずそのうち人権相談活動について御説明させていただきます。39ページに記載されておりますように、人権擁護機関では人権相談を行っております。これは全国に法務局、地方法務局あるいはその支局というのが320か所ほどあるのですが、そこに設置された常設の相談所ですとか、市町村などの役場やデパートなどに設置される特設の相談所などにおきまして、法務局の職員、あるいは先ほど御説明しました人権擁護委員が人権に関する様々な相談に応じるというものです。

相談につきましては、面接という方法ももちろんございますが、電話やインターネットでの相談も可能になっております。

そのうち女性の人権問題につきましては、女性の人権ホットラインという専用の相談電話を全国の法務局、地方法務局に設置して、電話による相談がしやすい環境の整備に努めておるところでございます。また、女性からの人権相談につきましては、女性の人権擁護委員や女性の法務局職員が対応するという配慮をしております。

また、外国人につきましては、同じ冊子の20ページに記載してありますとおり、全国8か所の法務局、地方法務局に外国人のための人権相談所というものを設置しまして、英語や中国語などの通訳を配置して、外国人からの人権相談にも応じる体制を取っております。こうした人権相談の実施に当たって、今まで申し上げてきたような相談者が対応しやすい体制づくりに努めておるところでございます。

次に、人権侵犯事件の調査救済活動について御説明します。パンフレットの35ページ以下に詳細な説明がございますけれども、これは人権相談などを通じまして人権侵害をされたという被害者の方からの申し出を受けるなどしまして調査を開始して、関係者から事情

聴取などを行った結果、人権侵害の事実があったという場合に救済のための措置を講じるというものです。

この人権侵犯事件の調査救済活動におきましては、事案に応じまして関係機関、例えば、DVの事案であれば婦人相談所や民間のシェルター、障害者の事案であれば市町村の福祉担当の窓口、児童虐待の事案であれば児童相談所や学校などと連携を図りながら被害者の救済に努めているところでございます。

最後に人権啓発活動についてですが、冊子の41～47ページに説明がございまして、法務省の人権擁護機関では、国民一人ひとりの人権意識を高めて、人権への理解を深めてもらうために、シンポジウムや講演会を開催したり、あるいは人権啓発のためのイベントを実施したり、新聞やインターネットなどに広告を掲載するなどして、様々な啓発活動を全国各地で実施しています。

また、当機関が実施する研修としましては、毎年中央省庁等の職員を対象としまして、人権に関する国家公務員等研修会を開催しまして、国家公務員に対する人権尊重の理念の普及、高揚に努めております。お配りしました配布資料の中に「第3節 人権に関わりの深い特定の職業に従事する者に対する研修等」という題名が付いておる資料がございまして、これは平成23年版の『人権教育・啓発白書』の抜粋でございまして、ここに人権に関わりの深い職業に従事する者の研修につきまして記載がございまして、このうち52ページに公務員全般に関するものとして記載されているうちのAが法務省において実施しておるもので、年2回研修会を開催しておるところでございまして。

以上、御説明しましたとおり、法務省の人権擁護機関におきましては、外国人の問題や、女性であることで複合的に困難な状況に置かれている人々への問題も含めまして、あらゆる人権問題、幅広い人権問題についての擁護活動に取り組んでおる次第でございまして。

法務省からの説明は以上です。

○鹿嶋会長 ありがとうございます。それでは、質問を受けたいと思います。

○大谷委員 女性の人権ホットラインやインターネット人権相談受付窓口、外国人のための人権相談所の件でお伺いしたいのですが、質問の1点目は、例えば女性の人権ホットラインですが、複合的な人権侵害を受ける可能性のある1つのルートとして外国人の女性というのがあると思うのですが、男女共同参画局のホームページでは、ドメスティックバイオレンスに関しては多言語で情報提供をされていると承知していますが、人権ホットライン自体は多言語での対応はどの程度進んでいるのでしょうか。あるいは今後御検討があるのでしょうか。

2点目は、外国人のための人権相談ですが、こういうものがあるということをもっと知らないという相談ができないと思うのですが、こういう相談窓口があるということをもっとの程度多言語で広報されているのでしょうか。

3点目に、インターネットの人権相談ですが、こういう相談がしにくい、あるいはこういう相談ができるということが届きにくい方たち、例えば余りインターネットをお使いに

ならない可能性のある高齢者あるいはそうした情報にアクセスすること自体について、恐らくハードルがある障害を持った方たちへの広報はどのようにされているか教えてください。

○法務省（葛谷参事官） まず1点目の外国人の方から相談があった場合にどう受けるのかという御趣旨の質問としてお答えしますと、多くの方はまずお見えになるときに日本語がわかる方と一緒ににお見えになることが多いようですが、もしそうでない場合には、外国人のための人権相談所で対応できる外国語であれば、そこにいる通訳と電話で話をさせていただいて、その電話の窓口にいる人権擁護委員なり、あるいは法務局の職員がその通訳を通して電話でお答えするという形で対応しております。

2点目の広報の点で、多言語での広報をしておるかという点につきましては、私の方でも多言語によるものを行っておるかどうかは承知していませんが、例えば、取組としては、東京入管の方にポスターなどを貼らせていただき、こういう相談窓口があるということの広報などをやっておるところでございます。

3点目の相談窓口があることが届きにくい方々に対する対応ということでございますが、例えば高齢者の方であれば、高齢者、障害者の人権相談を集中的に取り組む期間を設けまして、マスコミなどを通じて広報して周知に努めております。また、障害者の方々の場合、特に施設などに入っておられる方々などの場合には、パンフレットの13ページになりますが、障害者の施設などにおきまして、特設の相談所を開設したり、法務局に出向くことが困難な方々については、例えば介護のサービス施設や事業所に所属するヘルパーの方にパンフレットを渡したりして、こういう人権相談について御説明をしまして、もし入っておられる事業所などに人権侵害事案があった場合には通報いただくようお願いするとか、そういった取組をしております。

○鹿嶋会長 人権擁護委員は女性は何割ぐらいなのか。どういう人を選んでいきますか。

○法務省（葛谷参事官） 以前こちらの方に提出させていただいている資料があるのですが、女性の割合が4割程度になっておるところでございます。

どういう方が選ばれているかということですが、人権擁護委員につきましては、基本的には各市町村の方で推薦いただきまして、その推薦いただいた方から法務大臣が委嘱するという手続を取っております。各地域で、例えば学校の先生のOBの方など、人権擁護の活動に理解がある方々に委嘱しておるところでございます。

○鹿嶋会長 是非男女共同参画に理解がある女性を選んでいただきたい。性同一性障害について、認定はドクターの判断が必要になりますが、相談があったときに医者を紹介も行うのですか。

○法務省（葛谷参事官） 私たちの方で行うのは紹介というものではありません。むしろそういうことで不当な差別を受けたとか、適切な対応をしてもらえなかったという場合に、対応しなかったところに対して調査などを行ったり、事情を聞くという活動になります。

○二宮委員 今回の議論の中で起業に際して経産省や農林水産省の方からネットワークづ

くりも含めて話があり、その際に、例えば法律上の問題の支援などがテーマとして、先ほど大谷委員の方からもあったかと思うのですが、法務省として法律の相談や情報の提供など、関わっていける分野が出てきているのではないかと話を聞いて思いました。

特にロースクール絡みで実際出口のところでかなり行き詰ってくるところがあるときに、例えば家族経営協定のところなどで、ある意味で言えば実際にチャンスかどうかわかりませんが、そういうところの出口が1つあるのかとか、起業の方面でもこういう人材がもっと必要になるのではないのかとか、そういうような情報が多分横のつながりで生まれてくればいいのではないかという感想を持ちました。

○鹿嶋会長 ありがとうございます。最後ですが、内閣官房から説明をお願いします。

○内閣官房（湯浅社会的包摂推進室長） 内閣官房の社会的包摂推進室です。私、室長の湯浅といいます。よろしくをお願いします。

資料5を御覧ください。今年1月に前の菅総理の特命チームということで「一人ひとりを包摂する社会」特命チームが設置されました。座長が当時の福山官房副長官、私は座長代理をやっていたのですが、その実務を進めるための受け皿として社会的包摂推進室が4月にでき、この間、検討を進めていました。

「社会的包摂政策を進めるための基本的考え方」は5月に取りまとめたものです。簡単に説明しますと、3ページの社会的包摂政策に関する基本認識ということですが、一言で言うと、無縁社会などと言われるような実態の変化に対して、その制度がついていないという問題意識で、長期的には社会の持続可能性に関わる問題で、社会的包摂という理念を具体的に政策として進める必要があるだろうというようなことが基本認識になっています。

4～5ページにかけては、震災でそのリスクは高まったということ、6ページに、そういう中で3つのことが必要だろうと述べています。1つ目は「社会的排除のリスクについての実態調査」なのですが、社会的排除のリスクが積み重なりつつ、人によってずっといろいろなプロセスをたどって、結果として貧困なり自殺なり無縁なりということになるのですが、その積み重なりとプロセスをいろいろな分野横断的に一度丁寧に洗ってみる必要があるのではないかという問題意識です。どういうところに大きなショックがあって、そこに対する手当を考えていくために、まずはそうした実態調査的なものが必要だろうというのが1つ目です。

7ページの下の方にある2つ目の「先導的なプロジェクトの実施」ですが、現状認識としては、高齢者、障害者、女性、外国人、子ども、若者などを対象に、これまでも「包括的」に「関係機関と連携」した支援をうたう事業が実施されてきた。けれども、「包括的」と言いながら、特定の領域や制度に限定した支援しか行われていなかったり、「連携」と言いながら、関係機関であるにもかかわらず、関心が低かったり、非協力的であったりなど「形だけの『連携』」も散見されるという中で、社会的に排除された人や各種制度から漏れた人は、なかなか自分から声を上げる状態が難しいにもかかわらず、申請がなければ問題

は存在していないという態度で臨むので、問題発見機能が弱く、対象者や問題について十分把握できていないという問題がある。

非常に複合的な困難を抱える人が増えていて、その1つの典型的な例として高校中退があります。その後の人生、ワーキングプアだったり、児童虐待だったりということに及ぶ源泉の1つだと思います。あるいは、障害手帳、障害福祉に乗らない障害者の人たちもいます。そういう人たちに対して、これまで個別的、継続的、包括的支援として昨年からは始めていたパーソナル・サポート・サービスのモデル・プロジェクトをやっているのですが、その対象をそこまで広げようということが2つ目に書いてあります。

9ページの3つ目は、「誰も排除しない社会の構築を目指した全国的な推進体制の構築」です。現状認識としては、社会的包摂に向けた全国各地の取組状況を見ると、誰も排除しない地域社会の実現を掲げて、先駆的な取組を進めている地域もあるけれども、残念ながら地域による取組の格差が否めない。

それぞれに対応した機関がそれぞれの可能な予算や体制の範囲で施策を構築してきた結果として、施策の全体系が複雑になって、対象や施策ごとの官民含めた縦割り意識も見られるようになってきている。それに対して民間団体を中心に、いろいろな分野の人たちが横につながってネットワーク化して行って、多分野連携型の、対象を限定しない電話相談と同行支援のようなことを行えるようにしていくことを基本的な考え方としてうたいました。

10ページからは緊急政策提言ということで、基本的に先ほど挙げた3つを具体化することにして、実態調査については、先ほど話したように、それぞれのリスクの積み重なりやプロセスについて、各分野においてはいろいろな調査がある。例えば私はホームレス問題あるいは貧困問題をやってきましたが、ホームレスに対する調査もあります。もちろん、DV、若年非正規、刑余者、個別にはそれぞれに蓄積はあるのですが、それぞれの分野の人に同じことを聞くという調査は余りないように思います。

ただ、私は現場ですずっと相談を受けていて、結局あらゆる人が相談に来ますが、DV、ホームレス、障害、若年の人たちの人生の排除のプロセスや積み重なり具合というのは相当共通していると思っています。表れ方が違うだけなので、現場の経験の感覚としては当たり前ののですが、ちゃんと裏付けた調査がないように思うので、それをやってみたいということでやっています。

2点目が先ほどお話したパーソナル・サポートの対象を広げるということで、例えば高校中退だと、今までパーソナル・サポート・サービスというのは緊急雇用創出事業の基金の下で実施していたものですから、厚労省の職業安定局が担当で、雇用対策の一環として位置づけられてきました。雇用対策の一環となると、稼働年齢層が対象という話になります。ところが、今回のように高校中退の方の問題に対処したいと思うと、高校在学中から既に先駆的な事例が幾つかあるように、外部の人たちが入って、そこで本人と関係を結びながら中退防止的な活動を行い、中退してしまった後にはそこが受け皿になる。在学中からのサポートは高校と外部機関が連携してやっていくことが必要なのですが、高校在学中

からということになると、稼働年齢層ではなく、高校生なので文科省だという話になって、対象に入れられなかったのです。

ところが、現実には今、19のモデル・プロジェクト地域をやっていますが、幾つかの地域では高校から頼まれて、特に「底辺校」と言われるところですが、どんどん相談が来てしまっています。来ているにもかかわらず、正式な対象にできないのは問題だろうということや、あるいは障害の分野とのことなどもあって、それを広げるという方向にしようとしています。

3点目は、先ほど話した全国的な推進体制の構築ということですが、具体的にはこの囲みの中にある電話相談と支援機関の紹介、必要に応じた寄り添い支援、同行支援と我々は言いますが、それをやるための事業を行おうと言っています。私も相当ホットライン的なものを作ってきました。一番多かったときは14時間で2万件の電話がかかってきましたが、どこに相談していいかわからないという人たちは、多くの人々が思っている以上に存在しています。そのときに、だれが電話をかけてくるかということなのですけれども、電話をかけてくる人というのは制度に乗りにくい人なのです。制度に乗っている人は自分の担当がだれか知っていますから電話相談にはかけてきません。よって、乗りにくい人がかけてくる。そうすると、その人に「あなたはこうしたらいいですよ」と言うだけではうまくいかない場合が多いのです。そもそも乗りにくい人なので、それで「どこかに行けばいいですよ」と言われて行っても解決にならないことがある。そういう状態だから電話をかけてきているのです。どうしても同行支援的なことが必要になるので、よけいに時間と暇と手間とお金がかかるのです。ところが、制度に乗りにくい人を対象にする割合が電話相談はどうしても増えますので、これをやっている人たちには制度のお金が付きません。私もそうでしたが、実際にやっている人たちは基本的に手弁当で、ある意味で時間とお金がかかることをやっているのです。どこもかなりきつい状態でやっています。従来制度に当てはまらない人がどんどん増えていく中で、今それぞれがパンク状態な中、必死に支えているので、そこを何とか少しでも支えられないかということでこの事業を考えました。

目的は大体3つぐらいと思っています。1つは電話相談と同行支援で当事者をきっちり支えるということ。もう一つは、対象を限定しない24時間365日の電話相談ですから、必ず地域ごとの多分野連携が必要になってきます。例えば私がホームレス分野で作ってきて、ホームレス分野も法律ができて来年で10年経ちますが、全国のネットワークのようなものができてきています。DVも2001年にできて10年で、全国ネットワーク的なものをつくるころまでは来ているのですが、ではホームレス分野とDVで何か協力してやったことがあるかという、多分余りない。自殺対策でもそうです。典型的なのは自殺対策もシェルターネットという名前のものがあり、DV分野でもシェルターネットというものがあり、ホームレス分野でもシェルター問題、要するに何かあったときの駆け込み寺的なもの、一時的に落ち着ける場所のニーズが極めて高い。それぞれにそれぞれその必要性を主張しているのですが、その三者が一緒になってどこかに申し入れたとか、どこかでシンポジウムを開

いたという話は聞いたことがないです。

そのように民間も縦割りですので、そこを地域資源を含めて共有していくような作業が必要になるだろうと思っています。多分野連携は割と近いところでやっていますが、我々が知っているいい精神科のクリニックの医者情報はDV分野の人は知らなかったり、また逆も全くそうだったりします。地域単位で多分野連携を進めたいと考えています。

先ほど申し上げたように、この分野はお金が付かないですから、ともするとものすごい活動家的な人が1人でカリスマ的に引っ張って、気づいてみたらやっている人は50代以上ばかりという世界になりつつあります。そういう中で、いろいろなボランティアはいっぱい来るのですが、学生などにも非常にいい人はいるのですけれども、とにかくこれでは暮らせないので、就職とともにいなくなる。本人も残念がっているし、こちらも残念だし、非常に悲しい状態があるのです。そこは人材育成をやれるようにしたいという3つの目的を立てながら、傾聴と問題解決型両方を踏まえた事業をやりたいということで今予算要求をしています。

13 ページがその枠組みで、国から民間団体に直接補助を出すという形でやります。電話番号は全国统一ですけれども、各県で受け皿をつくることができるのはそこで地域センターという受け皿をつくってもらって、その県内から電話をかけてきた人は、かけている番号は全国统一ですから本人は気づかないですけれども、その地域センターに電話がかかっている。そこで相談に乗りながら必要に応じて同行支援をする。それがつくれないところは中央でバックアップするような、中央は足らざるを補う位置づけですが、そういうものでやっていくということで、内閣官房で予算要求をさせてもらっているところです。

14 ページは内閣府男女共同参画局推進課暴力対策推進室が作成されたペーパーですけれども、これはもともと男女共同参画局でパープルダイヤルをやられている。そういうものの経験を踏まえながら連携しながらやっていくということで参考資料で付けておきました。

以上です。

○鹿嶋会長 ありがとうございます。実態をリアルに報告いただきました。やはり聞いていて、かつて私どもが監視影響調査専門調査会で行った女性の貧困の解決リスクプロセスと今の社会的排除の問題、共通点はかなりとあると思いました。御意見等々があればお伺いしたいと思いますが、どうでしょうか。

○大谷委員 大変興味深いお話をありがとうございました。1点、同行支援の必要性のところ、例えば私ども弁護士分野でも生活保護が本来でしたら受け付けられるべきものが、窓口で申請そのものを受け付けてもらえないといったような問題があるときに、やはり弁護士がそこへ同行して実際に申請と一緒にいくという必要性の認識等があります。それについて費用をきちんと出すような仕組みにしないとなかなか活動にならないということで、法律扶助の対象にしていくための動きと、福祉の関係の方たちとの連携というのは非常に必要だという認識などがあります。おっしゃっていることは非常に同感して伺って

おりました。

もう1点は意見のような形になりますが、おっしゃるように、こういう分野は本当に頑張られる方が非常に手弁当で頑張られて、なかなか仕事になっていかないというような経験を私どもの分野でもしております。私が所属しています日本BPW連合会という女性の団体がございますが、そこでやっている人たちの事業で、例えばアメリカでNPOを立ち上げるのにどういう運営をするか、資金をどう取ってくるか、税制がどうなっているかなど、女性が行って学んで研修を受けたノウハウを、日本でももう少しNGOやNPOも本格的な構築のために生かせないかということで、リーダー育成の研修、また、学びに行く女性を派遣する事業をしております。

それとの関係で伺っていて思ったのは、どこまでを政府がやって、どこからが民間がやればいいのかということはあるかもしれませんが、ただ、日本の場合、どうしてもNPOがまだボランティア的なところがあって、税制の問題等もございますけれども、やはりやる気のある人たちがいて、ニーズがあるときに、もう少し資金集めだとか、どういう形でマネジメントをしていったらよいかというようなことが、海外ではそれ自体が専門教育がなされるぐらい発達している中で、その辺りをどこの省庁がされる話がよくわからないのですけれども、日本でももう少し取組があるといいと思います。そういうところで女性の力が生かされるところも随分あるのではないかと感じました。

○内閣官房（湯浅社会的包摂推進室長） 確かにお金は付いてほしいのですが、付くことの心配みたいなのも他方にはあってなかなか難しいところです。仕事になってしまうとそれまでのお金が付かなかったときに発揮していたエネルギーがそがれてしまうことがいろいろなところで起こりますので、そういうものを見ているので、お金が付くことは必要なのですけれども、付け方に注意しなければいけないと思っています。今までそこでやってきた人たちに付けるという感じになるのが理想なのだろう。それでも付いた以降に入ってくる人たちはお金が付いていることが前提になるので、どうしてもそこが仕事の範囲みたいな話になっていってしまうのですけれども、そういうことも含めて全体としてどうマネジメントしていくかというのは、単にお金を付けられれば付けられるほど、高ければ高いほど望ましいのとは別にして、やる気やミッションなどそういうものを維持しながら、かつ、お金も付いて、普通の暮らしができるような形にいかにして持っていけるかというのは確かに大きな課題だと思っています。今、その前段階ぐらいにあるのですけれども。

○松下委員 静岡市女性会館では、貧困問題には去年辺りから注目していて、「子どもの貧困」というテーマで阿部彩さんを講師にお呼びしたり、今年の4月には湯浅さんにも来ていただいてお話を伺っています。また、若年無業女性のための連続講座をやる中で、やはりパーソナル・サポートということが必要だと思っています。しかし、私たち職員だけでサポートしていくというのはすごく難しく悩んでいるところです。つい先日、釧路の日置真世さんに来ていただいて、いろいろなサポートの話をお伺いしたところです。是非、パーソナル・サポートを女性会館の事業に取り入れていきたい、来てくださる方のために何か

したいと思っているのですけれども、難しいです。研修や学ぶとよいものがあつたら湯浅さんに教えていただきたいと思います。

○内閣官房（湯浅社会的包摂推進室長） 後で聞いていただければお答えします。

○鹿嶋会長 パーソナルサポーターですが、例えば予算措置にある程度伴うのかもしれませんが、サポーターの継続性や専門性、人的質の問題も今後は問われてくると思います。その辺りはどのように考えていますか。

○内閣官房（湯浅社会的包摂推進室長） 今まさに検討委員会でそれを検討しているところなのですが、基本的に19のモデル・プロジェクト地域はパーソナル・サポートをその名前がないときからやっていた人たちです。そういう人は全国にたくさんいます。民生委員の中にも多分100人に何人かはそういうパーソナル・サポート的な動きをしている人がいるし、生活保護のケースワーカーの中にもいるということで、別に全く新しいことをやろうとしているよりは、既にそれぞれの人がやってきたことを形にしようということなのだと思います。

これは何が違うかという、それぞれの人がやってきたことというのはあくまで職人芸です。ほとんどだれからもほめられないような中で何とかしなければいけないと1人でばたかしているうちに自然についたノウハウみたいな面があつて、これはまさに職人芸なので、他の人にはわからない。だから、どこに行っても「あなたの地域はなぜこんなうまくいっているのか」と聞くと、「あの人がいるからだ」みたいな話になる。では、「あの人」は何なのだということを考えてみようというのがパーソナル・サポートで、要するに暗黙知をそれぞれで吐き出して、それが一体何なのかということをもう少し普遍化し一般化して、日置さんとお名前が出た釧路の方も一緒にパーソナル・サポートに関わっているのでよく話をするのですが、例えば日置さんは釧路では非常に有名な方ですが、第2の日置をつくるのはなかなか難しいかもしれませんが、日置真世というのはこういう4つの機能を果たしているのだという機能分析ができれば、その一つひとつを一人ひとりが分担することで次の4人がそれを担えるようになるとか、もう少し職人芸、個人芸、手弁当でやってきたことを普遍化してみようというのが今検討委員会でやっていることです。支援の手法や果たしている機能など、「あの人が」ではなくて、「その人は何をやっているのか」ということを愚直にやってみようということで進めています。

○鹿嶋会長 ありがとうございます。

今日は時間をオーバーしてしまいましたが、大変熱心な議論をありがとうございました。

次の会合ですが、次回は有識者ヒアリングを実施いたします。現在、有識者につきましては、男女共同参画会議の議員である宮本太郎北海道大学大学院教授、この監視専門調査会の委員である松下静岡市女性会館館長にお願いしております。どうぞよろしく申し上げます。

最後に事務局の方からお願いします。

○江原補佐 長時間熱心に御議論いただき、ありがとうございました。議事録につきます

ては、また委員の皆様にご確認いただきますのでよろしくお願い申し上げます。次回の監視専門調査会でございますが、12月2日金曜日の午後3時から5時30分までの間、2時間半の予定でございます。場所は永田町合同庁舎共用第1会議室でございますので、よろしくお願いいたします。

○鹿嶋会長 それでは、これで監視専門調査会の第6回の会合を終了いたします。どうもありがとうございました。